審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和 23 年法律第 242 号
手続名	共済契約の契約条件の変更の申出の承認（共水連）	根拠条項	第１０５条第１項（第１７条の２準用）

審査基準	第１０５条第１項において準用する第１７条の２の規定によることとする。

受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	－	目次No.	１６３－４
						標準経由期間	日		